

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

次のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定による許可を申請します。

令和 年 月 日

申請者（氏名）

（あて先）上越市農業委員長 古川 政繁

農業委員会受付

整理番号

1 申請者の氏名、住所等

氏名	年齢	住所

2 許可を受けようとする土地の所在、地目、面積等

土地の所在		地番	地目		面積 (㎡)	耕作者の氏名	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別
上越市			登記簿	現況			
大字	字						
計		㎡	（田	㎡、畑	㎡		

3 転用目的

許可番号 上農委第 号

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

上越市農業委員長 古川 政繁 印

- 1 条件 別紙記載のとおり
- 2 注意事項 別紙記載のとおり
- 3 教示事項 別紙記載のとおり

4 転用計画

① (転用しようとする事由の詳細) 該当文言を○で囲むこと
一時転用
永久転用

②転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 (農地等以外の土地を含む場合は、事業計画面積のすべてについて記載すること。	工事計画	着工 令和 年 月 日から 完工 令和 年 月 日まで				土地利用の面積	③事業の操業期間又は施設の利用期間 令和 年 月 日から 年間
		名称	棟数	建築面積	所要面積		
	土地造成	/	/	/	/	田 m ²	
	建築物					畑 m ²	
	工作物					採 m ²	
	計					他 m ² 計 m ²	

5 資金調達についての計画	資金所要額 総額	円 { <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">○ 整地費 <li style="margin-bottom: 5px;">○ 建設費 <li style="margin-bottom: 5px;">○ その他 	円	円	自己資金 借入金 借入先	円	円
---------------	-------------	---	---	---	--------------------	---	---

6 付近の土地、作物、家畜及び生活環境等への被害防除施設の概要

7 その他参考事項

添付書類 (添付した書類に○印を付す)	(1) 法人にあつては、法人登記簿謄本又は抄本及び定款又は寄附行為の写※添付省略可 (2) 申請土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ※添付省略可 (3) 申請土地に係る地番を表示する図面 (4) 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺は1/10,000ないし1/50,000程度) (5) 申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面(縮尺は1/500ないし1/2,000程度) (6) 申請土地が土地改良区の区域内にある場合には、当該土地改良区の意見書	(7) 資金調達についての証明書類 (8) 所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請土地に地上権、賃借権等に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面 (9) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、届出等を要する場合においてこれを了しているときは、その旨を証する書面 (10) 当該事業に関連する取水又は排水につき関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面 (11) その他参考となるべき書類
----------------------------	--	--

法第4条許可申請書の記載注意

- (1) 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- (2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- (3) 「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (4) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位（第1期、第2期等）で区分して記載する。
- (5) 申請に係る土地又は転用目的が法令による制限を受ける場合については、その旨及び申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載する。